

防災

「生きるため」「死なないための努力」が最優先
9月1日は東海地震を想定した「総合防災訓練」

問い合わせ 防災室 小林 ☎(23) 0056

東海地震が平日の昼間に発生することを想定した牧之原市総合防災訓練を実施します。

地震はいつ起こるか分かりません。特に平日の昼間は、高齢者や子どもだけの場合が多く、十分な避難や救助などができない恐れがあります。普段から災害への準備や隣近所とのコミュニケーションが重要となります。

大地震などの災害から身を守るためには、家庭での防災の備えだけでなく、住民が協力して災害に立ち向かう自主防災活動が必要です。

日ごろの災害対策を再確認するため、積極的な訓練参加をお願いします。

■牧之原市総合防災訓練計画
 実施日 9月1日(水)

午前6時50分	同報無線で訓練実施(中止)のお知らせ 東海地震注意情報発表
午前8時30分	訓練警戒宣言発令・訓練開始 「サイレン45秒吹鳴・15秒休み」を5回繰り返す
午前9時30分	訓練地震発生 「サイレン1分間吹鳴」
正午ごろ	同報無線で訓練終了のお知らせ

東海地震

プレート境界で発生するマグニチュード8級の巨大地震が予想される。100年から150年の間隔で繰り返す起き、最後に発生したのは江戸時代の安政東海地震。150年以上経過し、いつ発生してもおかしくない。果実が示した第3次被害想定では、牧之原市で死者107人、全壊家屋3,203棟とされている。

■東海地震観測情報
 観測された現象が前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないとわかった場合。
 ■東海地震注意情報
 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合。
 ■東海地震予知情報
 東海地震発生の恐れがあると判断した場合。

東海地震に関する情報

気象庁では、静岡県を中心とする東海地域に設置した観測機器により24時間体制で地震の状況を監視。その観測データに異常な変化が見られた場合、東海地震に関連する情報が発表される。その情報には3種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」とされている。東海地震は予知可能といわれているが、必ず予知できるとは限らない。したがって、いつ地震が発生しても対応できるようにしておくべきである。家屋の耐震性の確保や家具の固定、食料・飲料水の備蓄、避難経路の確認など、日ごろから十分な備えをすべきである。

税金

10月1日から、たばこ1箱100円値上げ

問い合わせ 税務室 増田 ☎(23) 0035

10月1日から、標準的銘柄のたばこが1箱100円値上げされます。値上げの内訳は税率の引き上げと、たばこメーカーの商品値上げが含まれています。

最近では平成15年7月、18年7月にそれぞれ値上げされました。将来的にはさらに税率を引き上げていく必要があるとされ、過去の値上げから比べると今回は大きな値上げ幅となります。

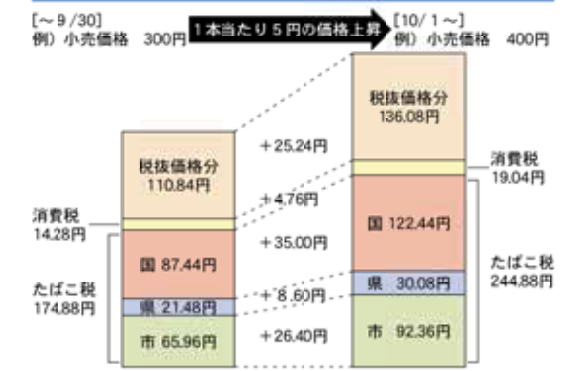
この値上げによる市町村の税率は、22年10月1日以降に売り渡すたばこがされた標準的銘柄の製造たばこで、1箱当たり26・40円引き上げられることとなります。

たばこ税における税率配分は国が50%、県が12%、市町村が38%です。その税率の配分は国と地方で1対1とされており、市内でのたばこ販売本数によって市へのたばこ税収が決まります。

平成21年度の市のたばこ税収はおおむね3億1200万円でした。*ここでいう1箱は20本入りと想定しています。

標準的銘柄
 わかば、エコー、しんせい、ゴールデ
 ンバット(ボックス除く)、ウルマ、パ
 イレット以外のたばこのこと。

たばこ1箱20本当たりの税負担額



市たばこ税の推移 (平成17年~平成21年度)



たばこ販売業者は説明会への出席を!

たばこ販売業者への説明会を9月7日に開催。該当する業者は出席をお願いします。(詳細は案内済み)

調査

国勢調査はみんなで描く日本の自画像
10月1日、5年に一度の国勢調査を実施します

問い合わせ 経営企画室 横山 ☎(23) 0040

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに実施されます。

この調査結果は、社会福祉や雇用対策、生活環境の充実といったわたしたちの暮らしのために役立てられます。

「今を知らない」と未来はつくれません。日本の未来や地域のまちづくりのため、皆さんの協力をお願いいたします。

調査方法

9月から国勢調査員が各世帯に伺い調査票を配布します。記入した調査票は、封筒に入れて封をした上で、調査員に渡すか、郵送で提出してください。

国勢調査員

総務大臣の任命による非常勤の国家公務員です。

調査項目

▽世帯員の数▽男女の別▽出生の年月▽配偶者の有無▽就業状態▽従業地または通学地▽住居の種類1などです。

情報の保護

調査票に記入した内容は、統計以外に使用しません。厳重に守られます。

自治

シリーズ自治基本条例
第3回 自治基本条例(仮称)はなぜ必要なのか

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎(23) 0053

「自治基本条例はなぜ必要なのでしょう」
 その答えは、地方分権の進展と地域課題の多様化や複雑化といった社会環境の変化が影響しているからです。

地方分権の進展

地方分権とは、国に集中している権限や財源を地方自治体(県や市町村)に移し、住民に身近な地方自治体が自らの選択と責任で物事を決定し、その地域の特徴を生かしたまちづくりを進めることです。

このようなことから本市においても、まちづくりに必要な決まり事や、市民や市の役割や責任を明らかにすることが必要となりました。

地域課題の多様化と複雑化

必要な市民サービスは、市民一人一人の立場や状況によってさまざまです。そして年々、複雑化してきています。

このような中、すべての人が満足できるようなサービスを行政だけで提供することは難しくなってきました。

満足されるサービスを提供するために、必要な情報を確に発信し、市民や市民活動団体、企業などと一緒に、サービスの優先順位や内容を考えなくてはなりません。地域課題を解決するためには、市民と行政が協力して取り組む必要があります。

今までも、区や町内会、市民活動団体などの協力や連携により、市の各種施策が実施されてきましたが、より一層、市民と行政との協働によるまちづくりの推進が求められています。

自治基本条例は絶対必要

まちづくりに関しては、その主体となる市民や企業など、そして議会や行政などがそれぞれの役割を認識しなくてはなりません。その役割を果たしながら共通の目標に向かって協力し、まちづくりを進めることは、本市の基本理念である「幸福実現都市」を実現する近道になります。

このように、自治に関する基本的理念や市政運営の基本的事項などを定める自治基本条例は、本市にとって、とても大切に絶対に必要なものなのです。

